

まん延防止等重点措置の延長と今後の対応について（令和4年2月18日）

○ 本日は、まん延防止等重点措置の期間延長と、今後の対応についてご説明します。

スライド 2

○ 皆様の行動のおかげで、感染は減少傾向にありますが、一方で依然として高い感染レベルが続いており、2月17日現在で、前回の波の約2.5倍の感染状況となっています。

○ 現在の病床使用率についても、一般医療に一部制限がかかる”緊急フェーズ”で50%超えています。

スライド 3

○ 県内でも、全域で高い感染状況が続いています。

スライド 4

○ こうしたことから、国へまん延防止等重点措置の延長を要請し、本日適用されたところ
です。

○ 延長期間は、2月21日から3月6日までとなります。

スライド 5

○ 昨日ご説明したように今後は一般医療との両立が可能なレベルを目指してまいりますが
その際の新規報告者数の水準は、1週間平均10万人あたりで100～150人です。

○ 今後のシミュレーションでは、減少を続け、大きな再拡大が無いという前提になりますが、
感染者数での水準に達するのは3月上旬の見込みです。

スライド 6

○ こちらは病床のシミュレーションですが、3月下旬には一般フェーズで病床使用率50%
を下回る見込みです。

スライド 7

○ 延長適用に伴い、改めて、今後の対策をお伝えします。

○ 現在は減少傾向が続いており、今後再拡大しなければ医療提供体制が維持できるレベル
まで感染状況が改善していく方向と推定されることから、経済活動も段階的に再開しま
す。

○ まず、飲食店への時短要請は継続しますが、認証店への「酒類提供停止」の要請は解除し
ます。この後にご説明しますが、認証店は酒類提供の有無について選択できることとしま
す。

- また、外出についても、これまで半減を要請していましたが、できるだけ削減の要請とします。
- 一方で、感染状況が下がらないようであれば、医療に負荷がかかるため、再度強い対策を実施しなければならないと考えています。

スライド 8

- ここからは、延長に伴う要請についてです。
- まず飲食店への要請内容です。
- 要請対象は、県内全市町、要請期間は、2月21日から、3月6日までです。
- ゴールド認証店に対しては、
 - (ア)20時までの時短(酒類提供なし)または、
 - (イ)21時までの時短(酒類提供20時まで)のいずれかの取組を要請します。
- 非認証店に対しては、20時までの時短(酒類提供なし)を要請します。
- 協力支援金の金額は、取組内容によって異なります。
なお、認証店が1日でも、(イ)の21時までの時短営業や20時までの酒類の提供を行った場合は、期間の全日を2.5~7.5万円/日で計算します。
- 支給要件は、これまでと変わらず、ご覧の通りです。
- 協力支援金の早期給付につきましても、希望される方には定額18万円給付します。
- なお、全体の感染状況が下がらない状況になれば、再度、強い対策を行う場合があります。

スライド 9

- 今回、認証店への酒類提供停止の要請を行わないことから、利用者の方にもご覧のことを守って頂きたいと思えます。
- 飲食店等の利用に当たっては、物理的な感染対策等がとられている店舗、特に認証店を利用してください。
- また、引き続き、同一グループの同一テーブルでの会食は、4人以内としてください。

スライド 10

- 集中対策の影響を受ける県内中小事業者を幅広く支援する、県独自の「頑張る中小事業者月次支援金」について、まん延防止等重点措置の適用が延長されることから、3月についても継続して実施します。
- 支給要件につきましては、これまでと同様となっております。
- 1月分から遡って適用されることになりました、飲食店と直接あるいは間接的に取引があり、飲食店の休業・時間短縮営業の影響を大きく受け、売上が減少している事業者を対象にした「追加支援」につきましては、2月21日から、酒類提供が選択制となることから、翌月の3月分については、行わないこととなります。
- なお仮に、3月中に、再度、認証店に酒類停止要請が行われた場合には、追加支援を

施いたします。

スライド 11

○ 延長に伴い、イベントについても、引き続き、ご覧の要請を行います。

スライド 12

○ また、1,000㎡を超える大規模な集客施設に対しても延長に伴い、引き続き、ご覧の要請を行います。

スライド 13

○ 感染状況が、減少局面に移行している状況を鑑み、これまで、利用を休止していた、県有施設については、業種別ガイドラインの遵守や、感染防止対策を徹底したうえで、利用を再開します。

○ ただし、市町の意向を踏まえて、個別の事情により休館を継続する場合がありますので、詳しくは、各施設にお問い合わせください。

スライド 14

○ 県民・事業者の皆様への要請です。

○ 外出については、全県で外出をできるだけ削減してください。21時以降の外出は、さらに削減してください。

○ 他にも、出勤者数の削減や、21時以降の勤務の削減をお願いします。

○ また、往来についてですが、現在は他地域においても感染が急激に拡大していることもあり、県境を越える移動は最大限、自粛してください。

○ 県内の移動であっても、できるだけ控えてください。

スライド 15

○ 推定感染経路について、家庭の割合が、継続的に高くなっています。

○ そのため家庭へ持ち込まない・持ち出さないよう対策の徹底をお願いします。

スライド 16

○ 具体的には、家庭に感染を持ち込まないためには、外との接触機会の削減が重要ですので外出や出勤での接触削減をお願いします。

○ また、家庭から持ち出さないためには検査前であっても、発熱や咽頭痛、咳などの風邪症状が出た方は出勤・登校・登園等をしないようにお願いします。そして外出を控え、すぐに医療機関を受診してください。

○ 症状がない他の家族の方も、外出をできるだけ少なくし、時間も短くしてください。症状が現れた場合にはすぐに医療機関を受診してください。

○ 同居内で陽性が判明した場合は、そのほかの方は 濃厚接触者としての対応が必要となります。

スライド 17

○ 皆様のおかげで、感染は減少局面に移行し、今後再拡大しなければ医療提供体制を維持できるまで改善する方向へ向かっています。

○ そのため、時短要請は継続するものの、認証店への酒類提供停止の要請は解除します。

○ 外出も”半減”から、”できるだけ削減”の要請に緩和します。

○ 一方でオミクロン株の特性から、今後の推移はまだ分からないこともあり、全てのことを緩和できる状況ではありません。

○ 全体の感染が増えると重症化する人の数も増えますのでそうなると、医療の負荷を下げるために、再度の強い対策や延長も検討しなければなりません。

○ 重症化リスクの低い若い方も含め、引き続き、要請している内容の対策の徹底を続けていただきますようお願いいたします。